

船橋市防犯灯設置管理業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

この事業は、町会・自治会等（以下「町会等」という。）が所有する公衆街路灯（以下「防犯灯」という。）の調査、取替等工事、保守、維持管理及び配置の適正化等を行うことにより、防犯灯の設置及び維持管理に係る町会等の負担軽減並びに二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の低減及び消費電力削減による電気料金の削減を図ることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 船橋市防犯灯設置管理業務
- (2) 業務場所 船橋市全域ほか市指定場所
- (3) 業務内容 別紙「防犯灯設置管理業務 仕様書」による
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 21 年 3 月 31 日まで

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では「1 業務の目的」を達成することが困難であることから、業務に必要な専門的な知識を有し、優れた提案を行う事業者を受託候補者として特定することが可能であるプロポーザル方式を採用する。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

多くの事業者からの提案を受け、より良い事業者を特定するため、プロポーザル方式の方法は公募型とする。

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	時期
(1) 公募開始	令和 8 年 6 月 1 日（月）
(2) 質問受付期間	令和 8 年 6 月 1 日（月）～6 月 11 日（木）
(3) 質問への回答	令和 8 年 6 月 17 日（水）
(4) 参加申込受付期間	令和 8 年 6 月 1 日（月）～6 月 29 日（月）
(5) 参加資格結果通知	令和 8 年 7 月 6 日（月）
(6) 提案受付期間	令和 8 年 7 月 7 日（火）～7 月 15 日（水）
(7) プレゼンテーション	令和 8 年 7 月 22 日（水）～7 月 23 日（木）
(8) 評価結果通知・公表	令和 8 年 7 月 31 日（金）

※ 上記日程は、事務上の都合により変更することがある。

6 参加資格

(1) 応募者の構成

本事業を行う能力を有する単独企業または企業グループ(複数企業の共同体)とし、全てが日本国内の企業とする。

(2) 複数企業の共同体で応募する場合の条件

複数企業の共同体で応募する場合は、次の条件を全て満たすこと。

- ① 事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- ② 応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ③ 代表者及び構成員は、単独企業又は他の複数企業の共同体の代表者又は構成員として参加することはできない。

(3) 応募者が複数企業の共同体による場合の役割

複数企業の共同体で応募する場合は、次のとおり役割を明確にし、合意書(任意様式)の写しを本市に提出すること。

① 代表企業の役割

複数企業の共同体の代表者は、本事業遂行に関する全ての責任を担い、事業統括役割(本事業全体の統括及び本市との連絡調整に関すること)を担うこと。ただし、下記②ア～オに定める構成員の役割分担が明確であり、かつ、各構成員が当該役割について責任を負う体制が整っている場合には、代表企業が全ての業務について単独で責任を負うことを求めない。

② 構成員の役割分担

複数企業の共同体の構成員は、次の役割を分担するものとし、各構成員は分担した役割について責任を負うこと。なお、1構成員が2つ以上の役割を担うことも可とする。また、当該構成員には、下請負業者及び協力事業者として選定される市内工事事業者は含まれないものとする。

- ア 調査・移管手続き役割(調査・移管手続きに関すること)
- イ 施工役割(施工及び施工管理に関すること)
- ウ 維持管理役割(設備の維持管理に関すること)
- エ 個別発注施工役割(個別発注の施工及び施工管理の遂行に関すること)
- オ その他役割(上記ア～エのほか、本事業の遂行に必要なこと)

(4) 応募者の資格(単独企業の場合)

次の要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ② 令和8・9年度船橋市入札参加資格者名簿(物品または委託)に登録され等級Aに格付けされている者であること。ただし、令和8・9年度船橋市入札参

加資格者名簿に登録がない者については、次の書類を提出し、市が審査の上、等級 A 相当と認めた者であること。

ア 登記事項証明書（写し可）※1

イ 印鑑証明書（写し可）※1

ウ 直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）※2

エ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税。写し可）※1

オ 従業員数が分かる資料（次のいずれか）

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し可）
- ・ 雇用保険被保険者数報告書（写し可）
- ・ 従業員名簿（代表者の記名押印があるもの）

※1 発行日から 3 か月以内のものに限る

※2 直近の事業年度のもの

- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間の日において、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく法的手続きを行っていないこと。ただし、裁判所から更生手続開始決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない。
- ⑤ 船橋市暴力団排除条例（平成 24 年船橋市条例第 18 号）に掲げる暴力団及び暴力団密接関係者及び、暴力団が経営・支配する法人等に該当しないこと。
- ⑥ 地方公共団体が発注する防犯灯におけるリース、ESCO 事業又は包括的業務委託等において、元請として 8,000 灯以上の現地調査、灯具更新及び維持管理の契約実績（維持管理を既に開始しているものに限り、受託後に契約解除しているものを除く。）を有していること。
- ⑦ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。

(5) 応募者の資格（複数企業の共同体の場合）

複数企業の共同体で応募する場合は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 代表者及び構成員の全てが、上記(4)①～⑤の要件を満たしていること。
- ② 代表者が上記(4)⑥の要件を満たしていること。
- ③ 上記(4)⑦の要件については、施工役割を担う者が要件を満たしていること。

7 質問及び回答

実施要領及び仕様書について質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

令和 8 年 6 月 11 日（木）17 時までに、別紙「質問票（第 1 号様式）」を電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

jichishinko@city.funabashi.lg.jp（自治振興課メールアドレス）

※ 電子メール送信後、自治振興課に電話（047-436-2022）し、到着確認をすること。

※ 評価等に影響を及ぼすおそれがある内容（参加者数、参加者名、評価委員等）についての質問は受け付けない。

(3) 電子メール送信時の留意事項

電子メールには、次の内容を記載し、質問票（第 1 号様式）を添付すること。

① 件名：【事業者名】質問票（船橋市防犯灯設置管理業務）

② 本文：事業者名、担当部署、担当者名、電話番号、メールアドレス、その他連絡事項

(4) 質問への回答

質問及び回答内容は、質問者を特定する部分を除き、令和 8 年 6 月 17 日（水）に市ホームページで公表する。

URL：<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/nyusatsu/001/p146633.html>

8 参加申込書の提出

参加申込に係る提出書類・提出方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

① 参加申込書（第 2 号様式） 1 部

② 会社の概要が確認できるもの（会社案内・パンフレットなど、任意様式）

③ 契約実績一覧（第 3 号様式） 1 部（契約書・仕様書等の写しを添付）

④ 本市の競争入札参加資格を有していない場合の書類（該当者のみ） 各 1 部（発行日から 3 か月以内のものに限る。）

ア 登記事項証明書（写し可）

イ 印鑑証明書（写し可）

ウ 直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）※1

※1 直近の事業年度のもの

エ 納税証明書（写し可）

・ 国税：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）

・ 県税：千葉県税の完納証明書（納税証明書その 2） ※2

・ 市税：法人市民税納税証明書（直近 1 年分）又は市税納付確認書 ※2

※2 それぞれ千葉県内又は船橋市内に事業所を有する者のみ

オ 従業員数が分かる資料（次のいずれか）

- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し可）
- ・ 雇用保険被保険者数報告書（写し可）
- ・ 従業員名簿（代表者の記名押印があるもの）

⑤ 複数企業の共同体で応募する場合は、構成員の役割分担を明確にした合意書（任意様式）の写し

⑥ 電気工事に係る特定建設業の許可証

(2) 提出先

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所 6階 市民生活部 自治振興課

(3) 提出方法

① 持参の場合

土日祝日を除く平日の 9 時～17 時に提出先まで持参すること。

② 郵送の場合

書留により郵送すること。

(4) 提出期限

令和 8 年 6 月 29 日（月）17 時 ※郵送の場合は、同日必着。

(5) 結果通知

参加資格要件確認の結果については、令和 8 年 7 月 6 日（月）までに参加申込者に対して、電子メールにて通知する。

9 提案限度額

¥ 3,662,704,188 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

10 評価方法及び評価基準

評価委員会において、別紙「船橋市防犯灯設置管理業務に係るプロポーザル評価基準」に定める評価方法及び評価基準に基づき、評価項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を受託候補者として選定する。

11 提案書の提出

提案に係る提出書類・提出方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 提案書提出届（第 4 号様式）
- ② 提案書（第 5 号様式）
- ③ 見積書（第 6 号様式）
- ④ 提案書チェックリスト（第 7 号様式）

(2) 提案書の記載事項

提案書には、次の内容を網羅したものすること。

- ① 実施体制
- ② 契約実績
- ③ 調査業務
- ④ 防犯灯管理システム
- ⑤ 防犯灯配置案
- ⑥ 防犯灯移管意思決定支援
- ⑦ 灯具交換工事
- ⑧ 維持管理
- ⑨ 市内事業者の活用
- ⑩ その他独自性
- ⑪ 見積金額

(3) 書類作成上の留意事項

- ① 提案に当たっては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- ② 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合には失格とする。
- ③ 使用する用紙は、A4サイズ（縦横どちらも可、両面印刷）とすること。ただし、A3サイズにする必要がある場合には、折り畳んでA4サイズとすること。
- ④ 使用する文字は、横書き11ポイント以上（注釈は除く。）とすること。
- ⑤ 原則として令和8年4月1日現在で記入すること。
- ⑥ 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）を用いること。
- ⑦ 提出期限後の書類の訂正、差し替え又は追加は認めない。
- ⑧ 提出書類は、返却しない。
- ⑨ 提案書は本プロポーザル実施のため使用するものとし、市に無断でその他の目的のために使用してはならない。

(4) 提出部数

紙12部（正本1部、副本11部）及び電子データ（CD-R等の電子媒体）

※ 紙はA4版縦型フラットファイル（色指定なし）に左綴じとすること。

※ 副本は正本の複写とすること。

(5) 提出先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所6階 市民生活部 自治振興課

(6) 提出方法

土日祝日を除く平日の9時～17時に提出先まで持参すること。（郵送不可）

(7) 提出期限

令和8年7月15日（水）17時

12 プレゼンテーション

提案者は、提出した提案書のプレゼンテーションを実施すること。また、説明は、受託した場合に業務を担当する予定者が行うこと。

(1) 実施日時・場所

実施日時・場所等の詳細は、参加資格要件確認の結果通知に合わせて通知する。

(2) 出席者

1 提案者につき7人以内とすること。

(3) 実施時間

1 提案者につき60分以内とする。(提案45分以内、質疑応答15分程度)

※ 上記時間には、入替時間及び準備時間を含まない。

(4) 貸出物品

机、椅子、電源、モニター、ケーブル類とする。

※ 上記以外の物品は、提案者が自ら用意すること。

(5) 説明資料

提案書以外の資料（PowerPoint等）を使用してプレゼンテーションを実施することも可能とする。その場合には、提案書の添付書類としてプレゼンテーションで使用した資料を事務局に提出すること。

(6) その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更することができない。ただし、退職等のやむを得ない事情により担当者を変更する場合には、前任の担当者と同等以上の者であることを証明し、市の承諾を得なければならない。

13 評価結果の通知

評価結果については、令和8年7月31日（金）までに、提案者に対して、電子メールにて通知する。

14 評価結果の公表及び方法

評価結果の公表は、次のとおり行う。

- (1) 評価結果は、市ホームページで公表する。
- (2) 公表する項目は、評価項目、配点、採点結果及び参加者名とする。
- (3) 受託候補者以外の参加者と採点結果については、対応させない。
- (4) 参加者が2者の場合には、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

15 失格要件

次のいずれかに該当したときは、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出したとき。
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかったとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認めるとき。
- (6) 申込から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなったとき。

16 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退するときは、プレゼンテーション実施日の3営業日前までに辞退届（第8号様式）を電子メールにて提出すること。

なお、辞退届を提出する場合には、事前に事務局まで連絡すること。

17 その他留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルに係る参加者に生ずる費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 受託候補者との随意契約

受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により、受託候補者と随意契約の見積合わせを行う。

なお、提案内容が全て仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

(3) 契約の成立時期

随意契約による見積合わせ後の市との契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。

(4) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者であっても評価は行う。ただし、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

(5) 提出書類の情報公開

提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

(6) 契約の主体

受託候補者が、複数企業の共同体である場合には、契約は複数企業の共同体の代表企業と市の2者で締結する。なお、契約書には、各構成員の業務分担のほか、代表企業が法令の範囲内で複数企業の共同体の代表として本業務について責任を負う旨の記載をする。

(7) 契約項目

契約の際には、調査・移管にかかる業務、リース料、個別発注に関する項目を単価契約にて契約する。

18 事務局

船橋市 市民生活部自治振興課自治振興係 担当：岡本、齋藤、橋本

所在地 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話番号 047-436-2022

FAX番号 047-436-2167

メールアドレス jichishinko@city.funabashi.lg.jp

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(失効日)

2 この要領は、契約締結の日をもって、その効力を失う。